高齢者に関するご相談は「地域包括支援センター」へ！
～介護・保健・医療・福祉の総合相談窓口です～

地域包括支援センター

「地域包括支援センター」をご存知ですか？皆さんに活用していただきたく、改めてご紹介いたします！

「地域包括支援センター」はどこにある？？

総合福祉施設「としべつ」１階、保健福祉課の中にあります。

どのようなことを相談するところ？？

＊介護予防サービスや介護サービスについて知りたい。
＊介護認定のことについて知りたい。
＊最近、物忘れが気になってきた。
＊交流や運動ができる場を知りたい。
＊配食サービスやあんしん電話を利用したい。
＊日常生活に不安を感じるようになってきた。
＊老人クラブや町内会の集まりで話をしてほしい！　などなど

各専門職が相談に応じます！
◇主任介護支援専門員
◇社会福祉士
◇保健師
◇管理栄養士
◇歯科衛生士
◇作業療法士



【問合せ】地域包括支援センター　☎ 82-2780

年１回、健康診断を受診して、自分らしい明日へ！

保健福祉課



【健康診断を受診する意味とは？】

健康診断は、自覚症状のない病気、特に生活習慣病の予防ができます。
早期発見、早期治療につなげるため、年１回の定期的な受診が必要です。

【健康診断の検査内容について】

身体測定、血液検査、血圧測定、尿検査、問診、診察（年度末年齢 40 歳以上のみ）

【料金について】

町では年１回、費用の助成を行っており、以下の自己負担で健康診断が受けられます。

保険種別	国民健康保険		後期高齢者医療保険	社会保険	国民健康保険、社会保険の若年者
年　齢	40 ～ 69 歳（年度末年齢）	70 ～ 74 歳（年度末年齢）	75 歳以上（年齢到達次第）※ 1	40 歳以上（年度末年齢）※ 2	20 ～ 39 歳（年度末年齢）
料　金	800 円	0 円	0 円	受診券記載金額	800 円

※１　65 歳以上で一定の障がいがある場合、後期高齢者医療保険に加入している場合があります。
※２　社会保険加入の扶養者のみ、特定健康診査受診券と保険証を持参することで受診可能。

【その他】

健診と同日、がん検診も受診することができますので、ご活用ください。
お問い合わせがございましたら、下記担当までご連絡願います。

【問合せ】保健福祉課　健康づくりグループ　☎ 82-2780

知症初期集中支援チームへ
☎ 82-2780）

後期高齢者医療制度のお知らせ ～制度の見直しについて～

■ 均等割の軽減負担が見直しされました

○保険料均等割の軽減負担が、次のとおり見直しされました。

【令和元年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
３３万円（かつ、被保険者全員が所得０円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	８割軽減
３３万円	8.5割軽減

【令和２年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
３３万円（かつ、被保険者全員が所得０円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	７割軽減
３３万円	7.75割軽減

■ 均等割２割・５割軽減の範囲が見直しされました

○保険料均等割軽減のうち、２割・５割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【令和元年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円＋（28万円×世帯の被保険者数）	５割軽減
33万円＋（51万円×世帯の被保険者数）	２割軽減

【令和２年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円＋（28万5千円×世帯の被保険者数）	５割軽減
33万円＋（52万円×世帯の被保険者数）	２割軽減

■ 保険料の計算方法（令和２年度）

○保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【１人当たりの額】 52,048円	＋	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 （令和元年中の所得－33万円）×10.98%	＝	１年間の保険料 【限度額64万円】 （100円未満切り捨て）

※ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

● 所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

■ １年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

○保険料の賦課限度額が、次のとおり見直しされました。

令和元年度	→	令和２年度
62万円		64万円

令和２年度の保険料額は、７月に個別にお知らせします。

【問合せ】 ・北海道後期高齢者医療広域連合　札幌市中央区南２条西 14 丁目国保会館６階　☎ 011-290-5601
・保健福祉課　保険・医療グループ　☎ 82-2780

認知症かも？のご相談は認
（地域包括支援センター内